家庭教育支援推進のための調査研究事業委託要綱

平成２６年７月１５日
生涯学習政策局長決定
令 和 ８ 年 ３ 月 ３ 日
総合教育政策局長一部改正

１．趣　旨

家庭教育支援に関する様々な施策を推進するために、家庭教育を取り巻く現状等を調査し基礎資料を得るとともに、課題の把握等を行い、その成果を更なる家庭教育支援施策の企画立案・実施等に反映させる。

２．委託事業の内容

以下（１）～（２）それぞれのテーマに基づく実証研究を行うものとする。

なお、契約は（１）～（２）のテーマごとに締結するが、それぞれ連携した取組となるよう文部科学省を含め、適切な連絡調整により行うよう留意すること。

（１）令和の「家庭教育支援モデル」の検証

（２）保護者の学習機会を提供する団体に関する調査研究

３．委託先

事業の実施が可能な民間団体　等
（以下、「調査研究団体」という。）

４．委託期間

本事業の実施期間は、委託を受けた日から契約書に定める同年度内の契約期間満了日までとする。

５．委託手続

（１） 調査研究団体が業務の委託を受けようとするときは、別紙１による事業計画書をテーマごとに文部科学省に提出する。

（２） 文部科学省は、上記により提出された事業計画書の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、当該調査研究団体に対し事業を委託する。

６．委託経費

（１）文部科学省は、予算の範囲内でテーマごとに本事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

（２）文部科学省は、事業を委託した調査研究団体が本契約の定めに違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約の解除や経費の全部、又は一部について返

還を命じることができる。

７．事業完了の報告

事業の委託を受けた調査研究団体は、事業が終了した日から１０日以内、又は契約書に定める契約期間満了日、いずれか早い日までに別紙２による実績報告書をテーマごとに文部科学省に提出する。

８．委託費の額の確定

（１）文部科学省は、上記７．により提出された実績報告書等について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、事業を委託した調査研究団体へ通知するものとする。

（２）上記（１）の確定額は、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

９．再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

１０．業務の変更

調査研究団体は、本委託業務の計画を変更する場合、又は所要経費の費目間流用をする場合は、別紙４による変更実施計画書を文部科学省に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の２０％以内の変更（２０％を超える場合であっても、その金額が５万円未満の場合を含む。）の場合はこの限りではない。

１１．その他

（１）文部科学省は、調査研究団体における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（２）文部科学省は、委託事業の実施に当たり、調査研究団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（３）文部科学省は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。

（４）調査研究団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

（５）この要綱に定める事項のほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については別途定める。

別紙１

令和　　年　　月　　日

文部科学省総合教育政策局長　　殿

調査研究団体名
所　在　地　〒
代表者職氏名

家庭教育支援推進のための調査研究の実施について、次のとおり事業計画書を提出します。

事　業　計　画　書

１ 委託期間　　委託を受けた日から令和　　年　　月　　日

２ 調査研究課題

３ 調査研究の計画等
（１）調査研究の趣旨

（２）調査研究計画

調　査　研　究　の　内　容

4 調査研究組織

氏　　名	勤務先・職名	勤務先所在地・電話番号

5 文部科学省との連絡担当者（氏名・職名・電話番号）

6 調査研究の所要経費

（単位：円）

調査研究の経費	金　　額	積　　算　　内　　訳
(1)人　　件　　費		○人×○日×@＝
(2)諸　　謝　　金		○○委員会出席謝金　　○人×○回×@＝
(3)旅　　費		○○委員会出席旅費 ○○（出発地）～○○（到着地）　　○人×○日×@＝
(4)借　　損　　料		会場借料　　○時間×○回×@＝
(5)消　耗　品　費		コピー用紙代　　○○箱×@＝ 参考図書購入代　　○○冊×@＝
(6)会　　議　　費		○○委員会お茶代　　○人×○回×@＝
(7)通 信 運 搬 費		○○委員会開催通知郵送料　　○人×○回×@＝
(8)印 刷 製 本 費		○○印刷費　　○冊×@＝
(9)保　　険　　料		○人×○回×@＝
(10)雑　役　務　費		著作権使用料　　○件×@＝
(11)消費税相当額		不（非）課税経費（人件費、諸謝金、保険料など）×消費税率
		（注１）インボイス影響額-経過措置の適用：無
		（注２）インボイス影響額-経過措置の適用：有

小　　計		
(12)一 般 管 理 費		再委託費を除く直接経費（消費税相当額を含む）の○% ○○○円×○%
(13)再 委 託 費		サーバー管理　　○○○円
合　　計		

注：記載に当たっては、「経費計上の留意事項等」に従うこと。
注：積算内訳は単価及び数量を明らかにすること。
注：消費税相当額は原則課税事業者のみ計上されるものであること。
注：再委託費の内訳については、当該経費区分に準じ経費ごとに作成の上、添付すること。
注：印刷製本費及び雑役務費を計上する場合は、見積書等を添付すること。（再委託費の内訳に印刷製本費及び雑役務費を計上する場合も同様。）
注：委託金額の精算の際、支出を証する書類（領収証・納品書等の写）の添付が必要となるので、確実に保管すること。

（注１）インボイス影響額-経過措置の適用：無

人件費的性質を有する諸謝金については人件費の費目・種別に計上します。

ここでは「費目：事業費」、「種別：諸謝金」に計上する諸謝金（税込）の「消費税相当額」について補足説明します。

- 個人への諸謝金は相手方が免税事業者であることが想定されます。個人への諸謝金については、経過措置適用対象の請求書が発行されない場合があります。その場合はこの欄を使用します。
- 消費税相当額の計算方法（消費税率 10%の場合）：免税事業者への諸謝金額×10/110×110/100
 ＝免税事業者への諸謝金額×0.1

 例：委託事業者が、適格請求書が発行されない個人への諸謝金
 11,000 円（消費税 10%）を支払った場合、経費内訳には以下を計上します。
 ・諸謝金：11,000 円
 ・インボイス影響額-経過措置の適用：無：**1,100 円**
 ＜計算の流れ＞
 ①諸謝金から消費税額を算出。
 11,000 円×10/110 ＝ 1,000 円
 ②国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、①で算出した額にも「消費税額」を追加計上。
 1,000 円×110/100 ＝ **1,100 円**

（注２）インボイス影響額-経過措置の適用：有

免税事業者から経過措置適用対象の請求書を受けた場合、この欄を使用します。

- インボイス制度施行後の 3 年間は免税事業者等からの仕入について仕入税額相当額の 80%、その後の 3 年間は 50%を仕入税額とみなして控除となる経過措置があります。
- 控除を受けられない部分については消費税相当額を計上する必要があります。
 消費税相当額の計算方法（消費税率 10%の場合）
 令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日：免税事業者との取引額×10/110×0.2×110/100

＝免税事業者との取引額×0.02

● 令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日：免税事業者との取引額×10/110×0.5×110/100
＝免税事業者との取引額×0.05

例：委託事業者が免税事業者と 110,000 円（税率 10%）の取引を行った場合、経費内訳には以下を計上します。

・雑役務費：110,000 円

・インボイス影響額-経過措置の適用：有：2,200 円

＜計算の流れ＞

①雑役務費から消費税額を算出。 110,000 円×10/110 ＝ 10,000 円

②仕入税額相当額の 80%は経過措置により仕入税額とみなし控除。残額 20%を計算。
10,000 円×0.2 ＝ 2,000 円

③国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、②で算出した額にも「消費税額」を追加計上。
2000 円×110/100 ＝ 2,200 円

7 再委託に関する事項（他の団体等に再委託を実施する場合は以下について記載すること）

（1）再委託の相手方の住所：

（2）再委託の相手方の職名：

（3）再委託の相手方の氏名：

（4）再委託を行う業務の範囲：

（5）再委託の必要性：

（6）再委託金額（単位：円）： 円

経費項目の積算

（単位：円）

経　　費	金　　額	積　算　内　訳
人　件　費		○人×○日×@＝
諸　謝　金		○○委員会出席謝金　　○人×○回×@＝
旅　　費		○○委員会出席旅費 ○○（出発地）～○○（到着地）　　○人×○日×@＝
借　損　料		会場借料　　○時間×○回×@＝

消　耗　品　費		コピー用紙代　　○○箱×@＝ 参考図書購入代　　○○冊×@＝
会　　議　　費		○○委員会お茶代　　○人×○回×@＝
通 信 運 搬 費		○○委員会開催通知郵送料　　○人×○回×@＝
印 刷 製 本 費		○○印刷費　　○冊×@＝
保　　険　　料		○人×○回×@＝
雑　役　務　費		著作権使用料　　○件×@＝
消費税相当額		不（非）課税経費（人件費、諸謝金、保険料など）×消費税率
		（注１）インボイス影響額-経過措置の適用：無
		（注２）インボイス影響額-経過措置の適用：有
小　　計		
一 般 管 理 費		再委託費を除く直接経費（消費税相当額を含む）の○% ○○○円×○%
再　委　託　費		サーバー管理　　○○○円
合　　計		

注：記載に当たっては、「経費計上の留意事項等」に従うこと。
注：積算内訳は単価及び数量を明らかにすること。
注：消費税相当額は原則課税事業者のみ計上されるものであること。
注：再委託費の内訳については、当該経費区分に準じ経費ごとに作成の上、添付すること。
注：印刷製本費及び雑役務費を計上する場合は、見積書等を添付すること。（再委託費の内訳に印刷製本費及び雑役務費を計上する場合も同様。）
注：委託金額の精算の際、支出を証する書類（領収証・納品書等の写）の添付が必要となるので、確実に保管すること。

（注１）インボイス影響額-経過措置の適用：無

人件費的性質を有する諸謝金については人件費の費目・種別に計上します。

ここでは「費目：事業費」、「種別：諸謝金」に計上する諸謝金（税込）の「消費税相当額」について補足説明します。

- 個人への諸謝金は相手方が免税事業者であることが想定されます。個人への諸謝金については、経過措置適用対象の請求書が発行されない場合があります。その場合はこの欄を使用します。
- 消費税相当額の計算方法（消費税率 10%の場合）：免税事業者への諸謝金額×10/110×110/100
＝免税事業者への諸謝金額×0.1
例：委託事業者が、適格請求書が発行されない個人への諸謝金

11,000 円（消費税 10%）を支払った場合、経費内訳には以下を計上します。

・諸謝金：11,000 円

・インボイス影響額-経過措置の適用：無：**1,100 円**

＜計算の流れ＞

①諸謝金から消費税額を算出。

11,000 円×10/110 ＝ 1,000 円

②国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、①で算出した額にも「消費税額」を追加計上。

1,000 円×110/100 ＝ **1,100 円**

（注２）インボイス影響額-経過措置の適用：有

免税事業者から経過措置適用対象の請求書を受けた場合、この欄を使用します。

- インボイス制度施行後の 3 年間は免税事業者等からの仕入について仕入税額相当額の 80%、その後の 3 年間は 50%を仕入税額とみなして控除となる経過措置があります。
- 控除を受けられない部分については消費税相当額を計上する必要があります。

 消費税相当額の計算方法（消費税率 10%の場合）

 令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日：免税事業者との取引額×10/110×0.2×110/100

 ＝免税事業者との取引額×0.02
- 令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日：免税事業者との取引額×10/110×0.5×110/100

 ＝免税事業者との取引額×0.05

 例：委託事業者が免税事業者と 110,000 円（税率 10%）の取引を行った場合、経費内訳には以下を計上します。

 ・雑役務費：110,000 円

 ・インボイス影響額-経過措置の適用：有：**2,200 円**

 ＜計算の流れ＞

 ①雑役務費から消費税額を算出。 110,000 円×10/110 ＝ 10,000 円

 ②仕入税額相当額の 80%は経過措置により仕入税額とみなし控除。残額 20%を計算。

 10,000 円×0.2 ＝ 2,000 円

 ③国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、②で算出した額にも「消費税額」を追加計上。

 2000 円×110/100 ＝ **2,200 円**

別紙２－１

令和　　年　　月　　日

文部科学省総合教育政策局長　　殿

調査研究団体名
所　在　地　〒
代表者職氏名

実　績　報　告　書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で委託を受けた家庭教育支援推進のための調査研究実施委託事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　委託期間　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

２　調査研究課題

３　調査研究のねらい

４　調査研究の概要

別紙２－２

令和　　年　　月　　日

文部科学省総合教育政策局長　　殿

調査研究団体名
所　在　地　〒
代表者職氏名

収　支　精　算　書

調査研究課題名

上記調査研究に係る収支精算につき、下記のとおり報告します。

（収入の部）　（単位:円）

費　　用	予　算　額	収　入　済　額	収入未済額	備　　考
国庫支出金				

（支出の部）　（単位：円）

費　　用	予算額（A）	支出額（B）	比較増減（A－B）	支　出　内　訳
(1)人　件　費				
(2)諸　謝　金				
(3)旅　　費				
(4)借　損　料				
(5)消　耗　品　費				
(6)会　議　費				
(7)通 信 運 搬 費				
(8)印 刷 製 本 費				
(9)保　険　料				
(10)雑　役　務　費				
(11)消費税相当額				
(12)一 般 管 理 費				
(13)再　委　託　費				
合　　計				

別紙３

令和　　年　　月　　日

文部科学省総合教育政策局長　　殿

調査研究団体名
所　在　地　〒
代表者職氏名

家庭教育支援推進のための調査研究の実施について、次のとおり変更実施計画書を提出します。

変　更　実　施　計　画　書

１．変更内容の種別（該当の括弧に○を記入）

（　）所用経費の費目間流用を伴う取組内容の変更
（　）所用経費の費目間流用を伴わない取組内容の変更
（　）代表者の変更等団体の組織体制等に関する変更
（　）その他の変更

２．変更内容

変更前の内容	変更後の内容

３．変更理由及び変更による計画への影響・効果等
